

2024 年度 要求書

2023 年 8 月

神戸市立高等学校教職員組合

2023年8月9日

神戸市長 久元 喜造 様
神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市立高等学校教職員組合
執行委員長 島津 茂久

2024年度要求書

日頃より神戸市教育の充実と発展にご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たちは従来から、高等学校、幼稚園、特別支援学校の日頃の教育活動に根ざした様々な要求をまとめ、貴教育委員会と話し合いを通じて、その実現を求めてきました。

本年度も健康で働きやすい職場の実現を求めた組合員からの願いを、この要求書にまとめました。

学校現場では、ひとりひとりの子ども・生徒の心身ともに健やかな人間的成長を願い、社会人として自立して活躍できる力を身につけさせるために様々なとりくみをすすめています。現場の教職員が各校園の特色を踏まえて工夫し実践されているとりくみを支援し、教育条件の整備に努めることは教育行政の大きな役割です。教育の自主性と独立性を守り、市立高校、幼稚園、特別支援学校をさらに発展させるよう奮闘されることを求めます。

質の高い教育を実現する充実した施設設備と、子どもたちの「学びたい」という気持ちに応えるような魅力ある学校園づくりが、一層強く求められています。一方で、学校現場では特色づくりの新たなとりくみや、少子化とは言え、子どもたちへの多種多様な対応、デジタル技術の進展に伴うICT機器を活用した新たなシステムの導入などの対応で、教職員の業務量はこれまで以上に増加しています。全国では過労死や精神疾患等による休職など、健康障害が深刻になっています。学校現場の厳しい勤務実態がマスコミの報道などを通じて広く市民の知るところになりました。このような中で2023年度より定年が引上げられました。教職員が長きにわたって健康で活力をもって働くことのできる真の働きかた改革となり得る施策の実現を強く求めます。

「子ども一人ひとりに行き届いた教育をしてほしい。」ということが保護者・市民の切実な願いです。この要求書にある事柄は、子どもたちや保護者の実態も踏まえた、現場の切実な要求ですので、厳しい財政状況の中ではありますが、実現に向けて最大限の努力をしていただくよう強く求めます。

全 体 要 求

I 賃金・諸手当・労働条件

1. 教員給与水準を維持すること。退職金を削減しないこと。
2. 役職段階別加算の要件を改善すること。また、退職手当の調整額の適用範囲の期間を短縮すること。
3. 定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、市高との協議を行い円滑な実施を図ること。
4. 同一労働同一賃金の原則に従い、再任用教職員及び常勤講師の処遇を改善すること。
5. 特殊勤務手当を増額し、教育活動の実態に即して支給条件を拡充すること。
 - (1) 入試手当（5号）について、勤務実態に見合うように引き上げること。支給対象業務の範囲を拡大すること。
 - (2) 大会引率手当（3号）について、対象となる大会を限定しないこと。
6. 通勤手当を教育現場の実態に即して改善を続けること。時間短縮が認められる場合に、通勤手当及び出張旅費への支給条件を緩和すること。
7. 常勤講師及び会計年度任用職員の継続雇用を保証すること。雇用条件について、今後も組合と十分協議すること。特に、時間講師の雇用条件を改善すること。
 - (1) 時間講師手当を引き上げること
 - (2) 採用時に勤務条件等を管理職から書面で説明すること。
 - (3) 採用時に各学校園の業務について、ていねいに説明すること。
 - (4) 雇用継続希望調査をできる限り早く行い、希望者の就労を保障すること。雇用継続されない場合は、少なくとも1か月前には通知すること。
8. 人事評価制度について
 - (1) 人事評価制度結果による査定昇給は行わないこと。昇格制度を導入しないこと。
 - (2) 基本的に全ての教員が標準的な勤務を行なっているという立場で評価を行うこと。普通に働く教員が標準的な評価となるように運用すること。管理職による恣意的な評価が行われないようにすること。
 - (3) 区分Ⅰ、Ⅱへの相対化について、人事評価調整会議における基準を明確にすること。なお年代別で相対化すること。
 - (4) 前年度の全体結果を給料表区分ごとに開示し、問題点・改善点について組合と充分協議すること。個人情報特定される可能性がある場合は、教育職全体で開示すること。
 - (5) 定年延長に伴い、定年前で区分Ⅰになった場合、勤勉手当への反映分を支給すること。
 - (6) 再任用教員および常勤講師、時間講師は人事評価の対象から除外すること。常勤講師および時間講師について除外できない場合は、結果を本人に開示すること。
 - (7) 教諭が市立学校園で時間講師を行う場合、二重評価になるので、人事評価を行わないこと。
9. 勤務時間・超過勤務解消について
 - (1) 日常的な超過勤務について、業務の軽減を図ること。また回復措置を保障すること。超過勤務解消のため管理職が責任を持って対応するよう指導すること。超過勤務の多い教職員について、個別の相談・検討ができるようにすること。
 - (2) 割振変更の適用対象業務の範囲を拡大すること。特に勤務時間外の部活動指導について、割振変更対象とすること。
 - (3) KIIF3、KICSが教員の負担軽減につながる改善になるよう現場の意見、特に視覚障害を持つ教職員の意見を改善に反映させること。
 - (4) 代休の振替を半日ずつでも行えるようにすること。
 - (5) 年次有給休暇を15分単位で取得できるようにすること。夏季特別休暇を県と同様に時間単位で取得できるようにすること。
 - (6) 子の看護休暇について、男女共同参画の趣旨に則り全教職員が子ども1人につき年5日とし、18歳まで延長すること。又、子育て支援として取得要件を県に準じて拡大すること。
 - (7) 介護に係る休暇について、男女共同参画の趣旨に則り全教職員の取得要件を県に準じて拡大すること。

- (8) 育児短時間勤務等の休暇制度を、男女共同参画の趣旨に則り全教職員が取得しやすいよう条件面の整備を行うこと。
 - (9) 再任用者の週休日の振替について、次年度に繰り越しができるよう運用すること。
 - (10) 業務改善検討委員会の開催頻度を上げ、超勤上限規制実施に伴い、超勤解消に実効性のある手立てを講じること。時短ハラスメントがないようにすること。
10. 学校園庶務事務システムと出退勤管理について
- (1) 運用については、組合と充分協議すること。特に導入時の取り決め通り健康管理以外の目的には使わないこと。
 - (2) 割振変更や振替等の登録が行いやすいようにシステムを改修すること。複数の申請が同時に行えるようにすること。
 - (3) パート職員等、全職種が庶務事務システムの利用対象となるようにすること。
11. 入試業務について
- 入試業務の軽減をはかること。願書受付業務について、事務補助スタッフの派遣など負担軽減策を講じること。
12. 教員免許更新制廃止に伴う新たな研修制度について
- 人事評価に、研修の記録や指導助言を利用しないこと。
13. 労働安全衛生について
- (1) 労働基準法、労働安全衛生法を遵守し、快適な職場環境づくり、教職員の多忙化解消にむけ対策を講じること。
 - (2) 各職場の安全衛生委員会が、職場の安全衛生を推進するよう、指導と援助を行うこと。分会代表者を委員に入れるよう指導すること。
 - (3) ハラスメントについて、管理職に対する指導を継続的に行い、ハラスメントを許さない職場作りに取り組むこと。
 - (4) 教職員の健康・安全に問題のある施設設備の点検を行い改善すること。全園に男女別の更衣室・休養室を設置すること。
14. 教職員の健康対策について
- (1) 平成 30 年度から神戸市教員が対象外となった県委託の 3 事業について、神戸市教員も再度受けられるようにすること。
 - (2) 「メンタルヘルスチェック」や「長時間労働者への医師による面接指導制度」が病気休暇・病気休職者の減少につながっているのかを検証し、改善をすすめること。

- 15. 主幹教諭が従事する業務については、よりよい運用となるよう引き続き協議すること。
- 16. 高校の週当たりの持ち時間数が通常通り運用するように所属長に指導すること。

II 教育制度・教育予算

- 1. 市立高校のあり方、市立幼稚園のあり方の検討については、ていねいな説明を行うとともに、現場の意見を聞くこと。
- 2. 教職員の意見を取り入れた学校園運営を行うこと。
- 3. 財政難を理由とした教育水準の引き下げを行わないこと。教育水準や特色の維持のために、教職員の負担を増加させないよう配慮すること。
- 4. 学級定員を市単独で次のようにすること。また標準法成立時の付帯決議に基づき高校 20 人以下学級を柱とした定数法改正を国と県に働きかけること。

(1) 全日制普通科等	30 人
(2) 全日制工業科・商業科等	25 人
(3) 定時制	20 人
- 5. ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(CEART勧告)について、学習会を開催するなど、広報・啓発活動を行うこと。
- 6. 県に対して、機械的な学級減を行わないよう強く求めること。また、公立高校開門率を引き上げるよう求めること。
- 7. 学級減にともなう機械的な教職員の定員減を行わないこと。
- 8. 定年延長に伴う高齢期雇用を確保するため、再任用を定数外にすること。
- 9. 市単独加配の削減を行わず、必要な加配(生徒指導、学力指導、進路保障、特別支援、特色等)を配当すること。各校の特色を維持するために、配当された常勤講師については引き続き確保すること。
- 10. 高校生の就職に関する支援政策の一つである「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置すること。
- 11. 教育相談対応のための教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー・専門医等の配置

と増員を行い、充実をはかること。

12. 常勤講師の配置割合が全教員に対して、5%を越えないように配置すること。特に配置割合が高い学校は、計画的に配置割合を引き下げること。

13. 特別な支援を要する生徒に対して、支援員の増員を行うこと。

14. 学校園運営費・設備費を増額すること。

15. 学校園の安全対策に対して、十分な予算措置を行うこと。また、危険を伴う外窓および外壁の汚れに対する外部委託による清掃を行うこと。

16. 旅費について

- (1) 各学校園の旅費を増額すること。
- (2) 出張時の駐車料金を旅費として支給すること。
- (3) 有料道路等使用料の配分額を増額すること。不足分については配慮すること。

17. 国際交流事業の受け入れを行う学校園に対して必要な支援を行うこと。

18. 部活動における教員の諸負担を軽減するために抜本的な施策を打ち出すこと。

- (1) 部活動関連予算を増額すること。特に、外部指導員の各校への割り当てを増やすこと。
- (2) 部活動外部支援員を高校にも配置すること。
- (3) 勤務時間を超えた部活動指導については割振変更等、必要な回復措置を保障すること。
- (4) 休日の部活動指導について、特殊勤務手当を支給するだけでなく、振替も行うこと。
- (5) 社会教育への移行も含めた部活動のあり方を検討すること。
- (6) 部活動に於いて、やむを得ず私有車により諸用具を搬送する場合について、その経費を支給すること。
- (7) 部活動を指導するあるいは公式戦に参加するために必要不可欠な顧問の用具・旅費・審判登録料・審判講習会費用・指導者登録料などの補助を行うこと。
- (8) 部活動顧問を委嘱する場合は、教職員本人の希望を尊重すること。希望に添えない場合は、ていねいな説明を行うこと。

19. 奨学給付金および日本学生支援機構奨学金の申請に関する事務について、県立や私立高校と同様に、作業を補助するための事務スタッフを各校に配置すること。

20. 生活困窮家庭生徒への修学旅行助成措置を復活すること。

21. 各校園の施設・設備要求を実現すること（分会要求を参照）。特に、安全性を最優先し、老朽・危険な施設設備を早急に改修すること。

22. 職員室、休養室等、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための処置に関する指針」にみあった職場環境を確保すること。

23. 照明のLED化工事や暖房便座・温水洗浄機能付きトイレの設置を進めること。

24. オンライン授業に十分対応できる設備を導入すること。また生徒・学生に対するPCやタブレットの貸与ができるようにすること。

Ⅲ 民主教育・研修等

研修について

- (1) 教育公務員特例法の趣旨にもとづき、研修権を保障すること。
- (2) 希望する大学院等で長期研修ができるよう、裏付け配当のある長期研修の機会を増やすこと。
- (3) 兵庫教育大学院の派遣について、研修権を制限している派遣の条件を再検討すること。特に、研究テーマおよび修了後の配属については、本人の意思を最優先にすること。
- (4) 「初任者研修・経験者研修」の実施について
 - ① 校内研修は各校の自主性を尊重するとともに、対象者に過度な負担をかけないこと。初任者研修の担当教員の負担軽減を図ること。
 - ② 運営等について問題点が明らかになれば、組合との協議・検討を行うこと。
- (5) 市高教育研究会を教員の自主的な研修の場に戻すこと。
- (6) 民間教育団体への参加についても出張として認めること。

Ⅳ 採用・異動・昇任

1. 高等学校教員採用枠を新設すること。

2. 段階的に定年を引き上げる期間において教職員の年齢構成が偏ることがないようにすること。

- (1) 必要な新規採用を継続するための定員措置を行うこと。
- (2) 工業・商業・福祉・情報・芸術については、長期的視野を持って、毎年計画的に教員採用を行うこと。

3. 常勤講師経験をより考慮した採用試験方法とすること。

- (1) 常勤講師経験者については、一次試験の筆記試験（専門教科）を免除すること。
 - (2) 常勤講師経験者が採用試験の一次試験に合格した場合、それ以降の2年間は一次試験を免除する措置をとること。
4. 本人の意向を尊重した人事異動を行うこと。また、職場の年齢構成を考慮し学校運営や教育活動に支障のないよう説明すること。
 5. 指導主事への異動について、本人の不本意な異動にならないようにすること。また現場に悪影響を及ぼさないように十分に配慮すること。

専門部要求 分会要求

I 幼稚園部

1. 賃金・諸手当

1. 通勤手当として、有料道路・高速道路通行料を支給すること。通勤時間短縮の要素を考慮すること。
2. 主任手当を仕事量・仕事内容に見合った額に改善すること。
3. 駐車スペースのない園については対応策を行うこと。通勤困難な園については特例の配慮を行うこと。出張時の駐車料金を支給すること。
4. 常勤講師の給与改善をはかること。教育職（三）表2級適用条件を緩和すること。

2. 労働条件・権利

1. 1日7時間45分労働制にもとづき、園での勤務時間を明示するよう園長会を指導すること。割り振り変更制度、振替制度について園長への周知徹底を図ること。
2. タイムカードの適正利用を促すこと。出勤記録を点検し、長時間労働の園について、管理職を指導すること。
3. 休憩時間に休憩を取れない場合はその時間も勤務時間に含めること。持ち帰り仕事も超過勤務とすること。
4. 幼稚園の事務を改善すること。
 - (1) 学校経営支援課の幼稚園事務支援スタッフについて配慮すること。事務についての電話・メール相談対応ができる職員を現場に配置すること。（午後の時間帯、曜日限定可）
 - (2) 次の事務は市教委で直接行うようにすること。履歴書・退職関係・産育休
 - (3) 会計年度任用職員・再任用職員の採用・退職時の書類一式をそろえて園へ送付し、提出先は一か所にまとめるようにすること。
 - (4) 会計システムを簡素化すること。押印を廃止すること。押印は園長印だけにすること。
 - (5) 会計年度任用職員・臨時的任用者を含め、すべての職員がカードリーダーを使用できるようにすること。
 - (6) 調査を極力減らすこと。
5. 僻地認定の基準を見直すこと。
 - (1) 僻地認定の基準の公共交通機関の有無を通勤時間だけでなく、出張の際の時間を考慮に入れること。
 - (2) 通勤時間帯の本数が少ないなどの公共交通機関の状況に応じて、僻地認定基準を見直すこと。
6. 「預かり保育」について
 - (1) 預かり業務が幼稚園教員労働過重にならない

ように、予算を大幅増額し、必要な指導員を配置すること。市教委で指導員を確保すること。

- (2) 保育計画の作成、金銭の取扱い、関係事務等は指導員が行なえるよう、その時間を見込んだ勤務時間で雇用すること。
7. 産休・育休の補助教員を早期に配置すること。（産休期間の3か月前を目安に）
8. 育児短時間勤務を使えるように、補助に常勤講師を配置すること。
9. 体育科教諭に認められている産休前1か月プラス1か月の補助教員配置制度を、妊娠中の幼稚園教員にも適用すること。
10. 主任の業務を軽減すること。特に主任の出張について精選し、回数を減らすこと。
11. 各種研修会・研究会が現場勤務の負担や、旅費の自己負担にならないよう回数・実施方法を改善すること。

3. 教職員定員

1. 事務職員を配置すること。当面、地域ごとに巡回する事務職員を配置すること。
2. 欠員補充をなくすこと。
3. 新規採用者を増やすこと。常勤講師は正規採用に切り替えること。
4. 全園に「クラス数+1」の教諭を配置すること。
 - (1) 30人以上の4歳児学級に常勤講師を配置すること。
 - (2) 統合教育を行っているすべての園に加配を配置すること。年齢別・実態に応じた加配の配置をすること。
 - (3) 年度途中で1クラス35名を超えれば、教諭「+1」を配当すること。
 - (4) 3才児学級は、現在の担任1名と会計年度任用職員1名では問題が多いため、改善すること。当面、正規1名、常勤講師1名による複数担任とすること。
5. 特別支援対応の加配常勤講師・通級教室の常勤講師を正規化すること。
6. 入園当初に36名の場合、4月1日付けで教員配置すること。
7. 各園で通級教室担当者を除き、保育担当教諭を正規教諭で2名以上配置すること。
8. 常勤講師・パートの人材確保策を明らかにすること。パートは常勤講師に切り替えること。
9. パートの採用面接において、厚生年金・年収などについて詳細に説明すること。

4. 教育予算

1. 園長・主任の事務補助者を配置すること。
2. 旅費について。
 - (1) 自己負担をなくすよう実態に応じて追加配当すること。また、追加支給の時期を改善すること。
 - (2) 通級教室と本園との旅費・通行経路認定については、時間短縮の要素を尊重し、自己負担をなくすこと。
 - (3) 必ず翌月に旅費を支給すること。
3. 出張等での車使用について
 - (1) 車の使用条件を拡大・緩和すること。
 - (2) 車利用の旅費支給事務を簡素化すること。
4. 園配当予算を増額すること。
5. 障害児教育推進事業を拡充すること（スクールサポーター制度の導入など）。
6. パート職員の時給単価を引き上げること。

5. 教育制度

1. 市立幼稚園の再編計画については、労使協議を十分行い、労使合意を尊重すること。
2. 5歳児30人、4歳児25人、3歳児20人学級を早期に実現し、希望者は全員入園とすること。
3. 3歳児の入園申し込み時の抽選をなくすため、定員は廃止すること。
4. 希望すればどの地域であっても公立幼稚園に入園できるようにすること。
5. 全園で3年保育を実施すること。また、3年保育について、決定事項等があれば、その都度幼稚園に報告すること。
6. 園児の車での送迎について、弾力的に対応するよう指導すること。

6. 施設・設備

1. すべての保育室、預かり保育用の保育室に空調設備を設置すること。古い空調の更新を行うこと。
2. 安全を最優先し、危険な施設設備（老朽園舎、老朽化した遊具、ブロック塀等）の安全点検を早急に行い、改善すること。
3. 老朽化したドア・窓枠をアルミサッシ化すること。
4. 安全確保のため全ての門扉をオートロック化すること。
5. 遊戯室を必置すること。
6. 保育室が不足している園には保育室を増設すること。また、プレハブ保育室を解消すること。当面、プレハブ保育室・遊戯室に空調設備を設置すること。
7. 職員・来客用男女別トイレを設置すること。当面設置計画を策定すること。
8. 職員用更衣室、休養室を設置すること。
9. 保健、衛生面から園児用の温水シャワー・足洗

い場を全園に設置すること。

10. 保育室として使用するための間仕切りを、頑丈な防音できるものに更新すること。
11. 園児の健康安全上から遮光ネットを設置すること。
12. 園児用トイレは洋式を増やすこと。
13. たまつ第二幼の強化ガラス等を更新すること。

7. 人事

1. 本人の意向を尊重した、「希望と承諾」の原則にもとづく人事を行うこと。また、長時間通勤となる人事異動は避けること。幼稚園人事作業を後まわしにせず、他校種と同等の扱いを行うこと。
2. 任命主任の人事を一般人事扱いとし、3月上旬までに人事作業を終わること。本人の意向を尊重すること。
3. 職員の経験年数及び年齢構成を考慮した人事配置を行なうこと。
4. 同一園に複数の初任者の配置を行わないこと。
5. 産休・育休をとっている教諭が複数いる場合の代替には、正規教諭を配置すること。
6. 幼稚園の人事に専任する幼稚園籍の人事主事を配置すること。
7. 小学校からの再任用園長は、現行以上に増やさないこと。
8. 各教員から人事主事に直接相談できるようにすること。
9. 園長についての360度評価は、全職員が行うなど、評価者が特定されないような方法を十分に検討し改善すること。評価者の匿名性を担保できないうちは実施しないこと。

8. 園児の健康管理等について

1. 幼稚園における健康管理の重要性を考慮し、産休育休を除き、養護教諭の常勤講師配置を正規採用教員とすること。
2. 園児の健康管理について
 - (1) 保健室を独立させ、各種検診に必要なスペースを確保できるだけの広さにし、照明器具を備えること。
 - (2) オートクレーブの点検費用を配当すること。または、消毒を業者委託すること。
 - (3) デジタル身長計・体重計などの検診器具、環境検査器具、保健室の備品（薬品棚、事務机等）を充実させること。特に小児用の器具を配布すること。
 - (4) 緊急時に必要な医薬品、衛生材料が常時確保されるよう、十分な予算を配当すること。
 - (5) 歯科検診を年2回全園で実施すること。また、歯科検診用ライトを新調すること。
 - (6) 新型コロナ、ノロウイルスに対応する消毒液を配布すること。新型コロナ対応の予算配当

通知を4月に行うこと。

3. 入園前健康診断問診表を全園統一様式とし、インターネットで保護者が取得可能にすること。
4. 養護教諭について、小学校との兼務を解消すること。
5. 養護教諭の研修について
 - (1) 専門性の向上をはかるため、研修の機会を保障すること。
 - (2) アレルギー疾患、保健教育等、幼稚園の養護教諭の実態にあった研修を充実すること。
6. 新型コロナウイルス感染防止の観点からも、フッ化物洗口は中止すること。

9. 通級指導教室

1. 特別支援教育法制化にともなう通級指導教室のあり方については、現場の意見を反映させること。拠点校通級を維持すること。
2. 神戸市教育振興基本計画の中の「通級指導教室による相談体制の充実」を具体化すること。
3. 社会的ニーズの高まりに応えるよう、また、教員相互の専門性の伝承ができるよう、通級指導教室に正規教員を2名配置すること。また、通級教室勤務経験のある再任用者の指導員配置などを検討すること。
4. 通級教室の予算を増額すること。
5. 指導に必要な備品を整備すること。高額備品(幼児用オージオメータ・感覚統合器具等)は、特別支援教育課から各教室に順次、配置すること。
6. 専門研修の旅費については、従来どおり支給し、自己負担のないようにすること。
7. 本人の希望と専門性及び経験が尊重される人事を行うこと。

II 定時制部

1. 現場の意向を無視した学級数の変更や統合再編計画を行わないこと。将来計画については、現場の声を聞き、オープンな検討を行なうこと。
2. 昼間定時制と夜間定時制の併置に起因するさまざまな問題について、その解決に向けて現場の声を聞き解決につとめること。また多様な教育課題を抱えた生徒に対処ができるように、教職員を配置し施設設備を確保・充実させること。
3. 配慮を要する生徒・指導困難な生徒の対応や多様な指導形態をとっている実情をふまえて、定時制の教員の定数を抜本的に改善すること。特に養護教諭の複数配置については、最重点で対応すること。
4. 定時制教育予算を増額すること。
 - (1) 三校合同行事関連予算の増額
 - (2) 全国大会・近畿大会・その他大会に参加するための部活動関連費の増額
5. 再募集入試にかかわる日程を、ゆとりを持って設定するよう、県教委に強く要請すること。
6. 人間ドック当日を一日職免にすること。

III 青年部

1. 賃金・諸手当について
同一労働同一賃金に更に則した給与構造にすること。
2. 部活動について
 - (1) 平日・休日問わず、正規顧問に負担が集中しないようなくみを校長会に徹底させること。特に休祝日は正規顧問が休めるようにすること。
 - (2) やむを得ず部活動指導で休日に出勤した場合にも振替をとれるようにすること。特に公式試合については、必ず振替がとれるようにすること。
 - (3) 部活動に関連する旅費・宿泊費補助の額を大幅増額すること。
3. 研修について
初任者研修・経験者研修等で教員の過重負担にならないように配慮すること。
 - ・研修・講座について、研究機関や大学・大学院、企業での研修を裏付けのつく長期研修として認めること。
 - ・可能な限り早期に研修日程を通知し、校務等への影響がないようにすること。

IV 女性部

1. 子育て支援については、男女共同参画の趣旨に則り、各項目の拡大と取得条件の緩和を図ること。
 - (1) 子の看護休暇を子育て支援として位置付け、

取得項目の拡大と取得条件の緩和をはかること。

- ①取得項目を、現在ある疾病の看護、予防接種、健康診断等を拡大し、子育て支援の項目を入れること。
 - ②取得条件を緩和すること。
 - ③子ども1人につき年5日とし、18歳まで延長すること。
- (2) 育児短時間勤務制度の拡充をはかること。
高校の代替要員を時間講師配当でなく、短時間勤務者の補完教員として位置付け、各校の実情に応じ
配当時間を増やすこと。
 - (3) 育児時間について、取得期間を3歳まで延長すること。
2. 介護支援について、子育て支援と同様に男女共同参画の趣旨に則り、各項目の拡大と取得条件の緩和を図ること
 - (1) 介護休業の取得期間を延長すること。
 - (2) 短期介護休暇について、2週間未満の介護対象者に子も適用とすること。
 - (3) 介護時間を短期看護休暇にある2週間未満の場合も取得できるようにすること。
 3. 健康診断について
生活習慣病検診時の乳がん検診について、年齢制限をなくすこと。
 4. 妊娠中の教職員について、
体育実技担当教諭・養護教諭に付与されている妊婦の負担軽減を、母体保護を優先し、
教科にかかわらず取得できるようにすること。
特に実習を伴う教科担当は取得できるようにすること。
 5. 健康支援休暇について取得範囲を拡大すること
生理日と同様に更年期における諸症状の緩和のため同休暇の範囲で取得できるようにすること。
 6. 女性の妊娠・出産及び子育てや介護に携わる職員に対してハラスメントがない環境作りに努め、
事案が生じた時は、厳正に対処すること

V 養護教諭委員会

- 1 一斉検診時の器具の消毒について、感染症対策徹底の観点からすべての学校において業者委託にすること。
2. 代替者の制度化について
 - (1) 修学旅行等の引率については、年度当初に引率の可否を調査し、認定の要件を満たしているとみなされる場合、早期に代理派遣が出来るようにすること。
 - (2) 生徒の状況に応じて必要な時は、現地周辺の医療機関に通じる看護師派遣の予算立てをすること。
3. スクールカウンセラーの来校回数や来校時間など

を、増加している実情に応じて適切に配置すること。

4. 職員の健康管理について

各校の安全衛生委員会における職員の健康管理業務において、衛生管理者である管理職が責任を持つこと。

VI 実習教員部

1. 実習教員の欠員分は常勤の実習教員でなく、正規の実習教員を配置すること。
2. 実験・実習・実技・作業などの準備、後片付けの時間を含めた担当時数を明示するように指示すること。その担当時間数は教諭に準じるようにし、超える場合は実習教員を増員すること。
3. 統合・再編・学級減にともなう機械的な実習教員の定数減を行わないこと。
4. 他教科との兼務をさせないこと。
5. 実習教員という通称使用の取り決め(1998年回答「『職員名簿』『学校日誌』『出勤簿』など市の中で収まるもの、また対市だけの服務に関する文書には通称でよい」)を遵守し、円滑に行えるように指示すること。また、教職員人事異動名簿のメディア提供の際には、職名で分けないよう配慮すること。
6. 実習教員の人事異動については、少数職種であることや本人の意向に沿った異動を行うこと。
7. 主任実習教員選考試験が校務の支障にならないように配慮すること。
8. 実習教員が教員採用試験を受験する場合は「現職教員」の区分で受験できるようにすること。
9. 実習教員については、理科実習教諭・家庭科実習教諭・機能訓練担当教諭・情報処理担当教諭制度を確立するよう、国に要望すること。市独自の措置についても検討すること。

VII 高年部

1. 定年延長について

- (1) 定年延長は教員の実情を勘案すること。
- (2) 定年延長を行う際は、60歳定年を前提とした現行の賃金労働条件を定年延長にふさわしい制度に改め、賃金減少を来さないようにすること。高齢期職員の給与と退職金のありかたについて組合と十分協議すること。
- (3) 60歳退職再任用制度を維持し希望による選択とすること。教育現場の特殊性を十分考慮し、早期退職者に対する優遇措置を設けること。

2. 再任用者の待遇改善を行うこと。再任用制度の改善のため、労使協議を継続すること。

- (1) 希望する教員全員に、希望通りに再任用を行うこと。
- (2) 再任用教員は定数外で配置すること。

(3) 賃金・一時金について、同一労働、同一賃金の原則に従い改善を行うこと。再任用者の諸手当を充実させること。

(4) 再任用の賃金労働条件提示を、任命権者、管理職等から書類を手渡すなど丁寧に行うこと。委員会主催の説明会を早い時期に実施すること。希望調査をできるだけ早い時期に行うこと。

(5) 再任用者は人事評価制度の対象から除外すること。

(6) 管理職のみの特別措置は廃止すること。

(7) 高齢教員(55歳以上)の人事異動方針について組合と十分に協議すること。

分会要求

【六甲アイランド分会】

1. 特色ある教育を行うため、十分な人員を確保すること。
2. 経年劣化する設備について、以前から要求を続けており、状況は悪化している。早急に改善すること。
 - ・グラウンドの整備
 - ・美術教室・準備室の温水設備の設置
 - ・校内で使用する PC の利便性の改善
 - ・校内の手洗い場の改善・増設

【葺合分会】

1. 葺合高校の特色である国際科の強みをさらに発揮できるよう、英語科のみならず、他教科の教員も含めた適切な人員配置を、引き継ぎ等も考慮に入れながら持続可能なレベルで行うこと。
2. AL ネットワーク等も活用しながら葺合高校が、今までの特色を消さず、新たな強みを引き出せるように、支援の体制を作ること。
3. 以上特色づくりを進めるために、教員が疲弊しないように、雑務の処理などの教員の働きを支援する予算や人員配置を行うこと。

【科学技術分会】

1. 生徒定期健診時、レンタル健診器具該当学校生徒数規模を 1100 人から 900 人にすること。
2. 開校より 20 年近くになって、様々な施設設備について、補修保全工事を行うこと。校内の道路(アスファルト部分のめくれ)、メインアリーナの床面など)。外壁、外窓の清掃についても、外部業者に委託すること。
3. 旅費予算を減額しないこと。
4. 実習機器更新予算の継続配当を行うこと。
5. 各学級、各階等に職員室との間のインターホンなどの連絡設備の設置を行うこと。

【神港橋分会】

1. 多機能トイレの改修を行うこと。
2. GIGA スクールに伴う iPad 導入と ICT 教室に関する諸課題に対して、現場の声を最大限尊重して対応すること。
3. 部活動顧問の負担を軽減するための外部指導員予算枠の拡大をはかること。
4. 校舎・グラウンドの整備
 - (ア) 校舎の安全対策
 - ・北館 2 階西階段(テニスコート横)の安全対策を行うこと。
 - ・渡り廊下の柵を生徒の転落防止の点から高くすること。
 - ・避難経路としての不備がある北館西側 3 階の出

- 口を内鍵に改修すること。
- (イ) 将来全館土足禁止にするための下駄箱の場所を確保すること。
- (ウ) 栄グラウンドの老朽化に伴う破損等の修繕を行うこと。

【須磨翔風分会】

1. CALL 教室の危険なドアの改修を即座に行うこと。
2. 須磨翔風高校の特色のさらなる発展のために、人的配置・物品等についてもこれまで以上に継続的に支援すること。

【神戸工科分会】

1. 生徒用トイレについては夜間定時制の特に冬季は便座が冷たいので暖房便座、ウォシュレットが必要な生徒が多いのでウォシュレットの導入を早急に行うこと。
2. 配慮が必要な生徒へのきめ細かな対応に迫られており、危険を伴う実習等の安全を保障するため、必要な施設、設備、人員増など、あらゆる条件整備を行うこと。
3. 今後、校務用 PC 更新時において、仕様作成の過程で、現場の意見を反映すること。
4. 旅費予算をコロナ前の水準に戻し、出張の際の有料道路使用について、条件を緩和すること。
5. 危険な個所の外窓の業者による清掃と、汚れの落ちない部分の清掃(廊下全般等)を業者に委託し、1年に一度は行える予算をつけること。また、清掃内容は一律とせず、各校のニーズに沿った内容とすること。
6. 老朽化した工作機械(旋盤 15 台)の更新に必要な十分な予算措置をお願いしたい。

【摩耶兵庫分会】

1. 安全な教育活動のため、早急にグラウンドを人工芝にすること。
2. 職員トイレを改修すること。
3. 壁紙等、内装の改修を行うこと。
4. 奨学給付金に関する教職員の事務負担をなくすこと。

【楠分会】

1. 特別な支援や関係機関との連携を要する生徒が多数存在し、現状の教育水準が維持可能な配慮をお願いしたい。
2. 職員室扉の改修。
3. スクールカウンセラーの担当時間について配慮をお願いしたい。
4. 教科準備室(理科・被覆)への空調設備の設置。

【市盲分会】

1. KIIF3、KICS による業務が、視覚障害をもつ教員にとって過度な負担にならないよう配慮すること。
2. 教科指導上必要な教師用点字教科書の購入を保障すること。

